



事 務 連 絡
平成21年7月22日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

厚生労働省老健局高齢者支援課

業務用厨房施設における一酸化炭素中毒の防止に関する注意喚起について

標記の件について、経済産業省原子力安全・保安院より別添のとおり注意喚起の協力依頼がございましたので、関係資料を送付いたします。

つきましては、管内の社会福祉施設・介護老人保健施設等に対して、以下の事項につき注意喚起を行っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 一酸化炭素中毒事故を防止するため、業務用厨房施設においてガス消費機器を使用する際には、給気が十分か確認した上で、換気設備を稼働させることを厨房作業者に周知徹底すること。
- 特に、夏季を迎えるにあたり、ガス消費機器の使用中にエアコンの効率を向上させるために換気設備を止めることや厨房を密閉したままでエアコンとガス消費機器等を同時使用させること等がないよう、厨房作業者に周知徹底すること。
- ガス消費機器に火がつきにくい、異臭がする場合には、ガス消費機器が不完全燃焼を起こしている可能性があるため、ガス事業者又は液化石油ガス販売事業者に連絡の上、至急、点検を受けること。
- 一酸化炭素の早期覚知のため、一酸化炭素警報器（不完全燃焼警報器）の設置についても前向きに検討すること。
- 排気ダクト、換気扇、ガス消費機器の給排気部及びバーナー一部が油、ほこり等で閉そくしないよう、常に清掃を心がけること。

（添付資料）

- ・業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止に関する注意喚起についての事業者への要請について（協力依頼）